

吹田市立図書館外国語資料収集方針及び選定基準

平成23年 11月 1日
(2011年)

(目的)

この方針及び選定基準は、『吹田市立図書館資料収集方針』及び『選定基準』（平成14年）において、「外国語資料の選定基準については、環境の変化や時代の要請を見極めながら、議論していくものとする。」との規定をうけ、外国語資料の収集方針ならびに選定基準を定め、より充実した蔵書を構築することを目的とする。

(外国語資料の定義)

おもな記述が日本語以外の言語による資料とし、出版地は問わない。

(収集方針)

国際化が進む社会に対応した図書館サービスを行なうために、市内在住外国人や帰国子女に必要な資料を収集するとともに、市民が多様な文化を理解するのに役立つ資料を収集する。

(収集対象)

図書・雑誌・新聞・視聴覚資料等とする。

(収集言語)

在住者が多くまた日本と歴史的に関係が深い中国語、韓国・朝鮮語及び利用者層の広い英語を中心に収集する。その他吹田市立図書館において利用が見込める言語の資料を収集する。

(選定基準)

(1) 市内在住外国人に必要な資料を収集する。

- ① 自国についての情報や日本で暮らしていくための知識が得られる資料
- ② 日本の民俗習慣・文化・地理・歴史・社会などを紹介した資料
- ③ 外国人が日本語を学習、習得するための資料
- ④ 一般実用書・読み物（教養、趣味、娯楽、文学など）
- ⑤ 生活に役立つ行政資料やパンフレットやミニコミ紙
- ⑥ 児童書

(2) 市民が多様な文化を理解するのに役立つ資料を収集する。

- ① 外国の民俗習慣・文化・地理・歴史・社会などを理解するための資料
- ② 市内在住外国人に対しての理解を深める資料
- ③ 市民が外国語を学習、習得するための資料